
自治体中間サーバーに係る地方公共団体の 対応等について

令和元年 5 月
地方公共団体情報システム機構

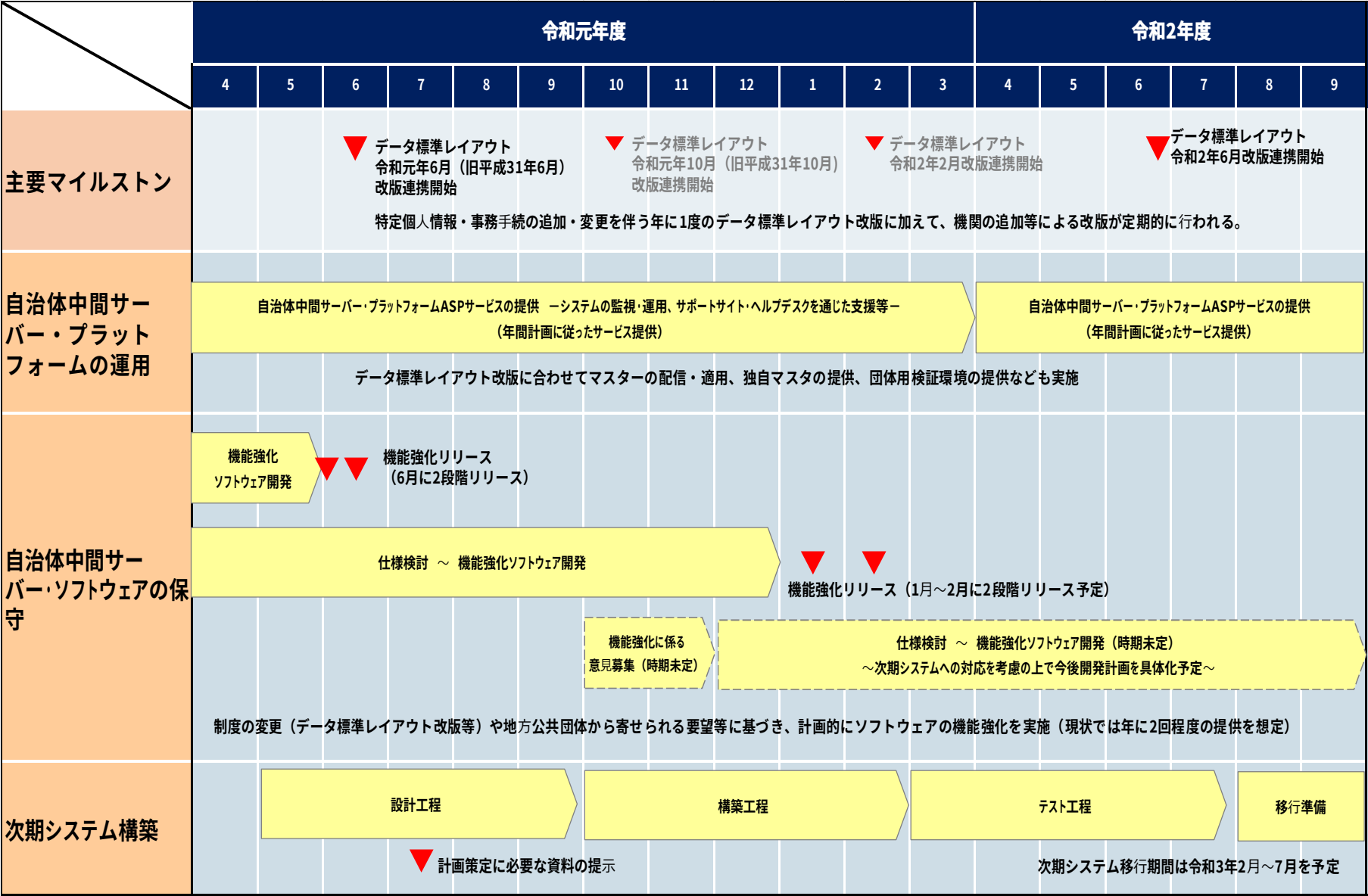
目次

1. 自治体中間サーバー関連スケジュール
2. 自治体中間サーバーを運用する上での注意事項について
3. 自治体中間サーバー・ソフトウェア機能強化
4. 次期システムについて
5. 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスについて（参考）
6. 自治体中間サーバー・ソフトウェアについて（参考）

1. 自治体中間サーバー関連スケジュール

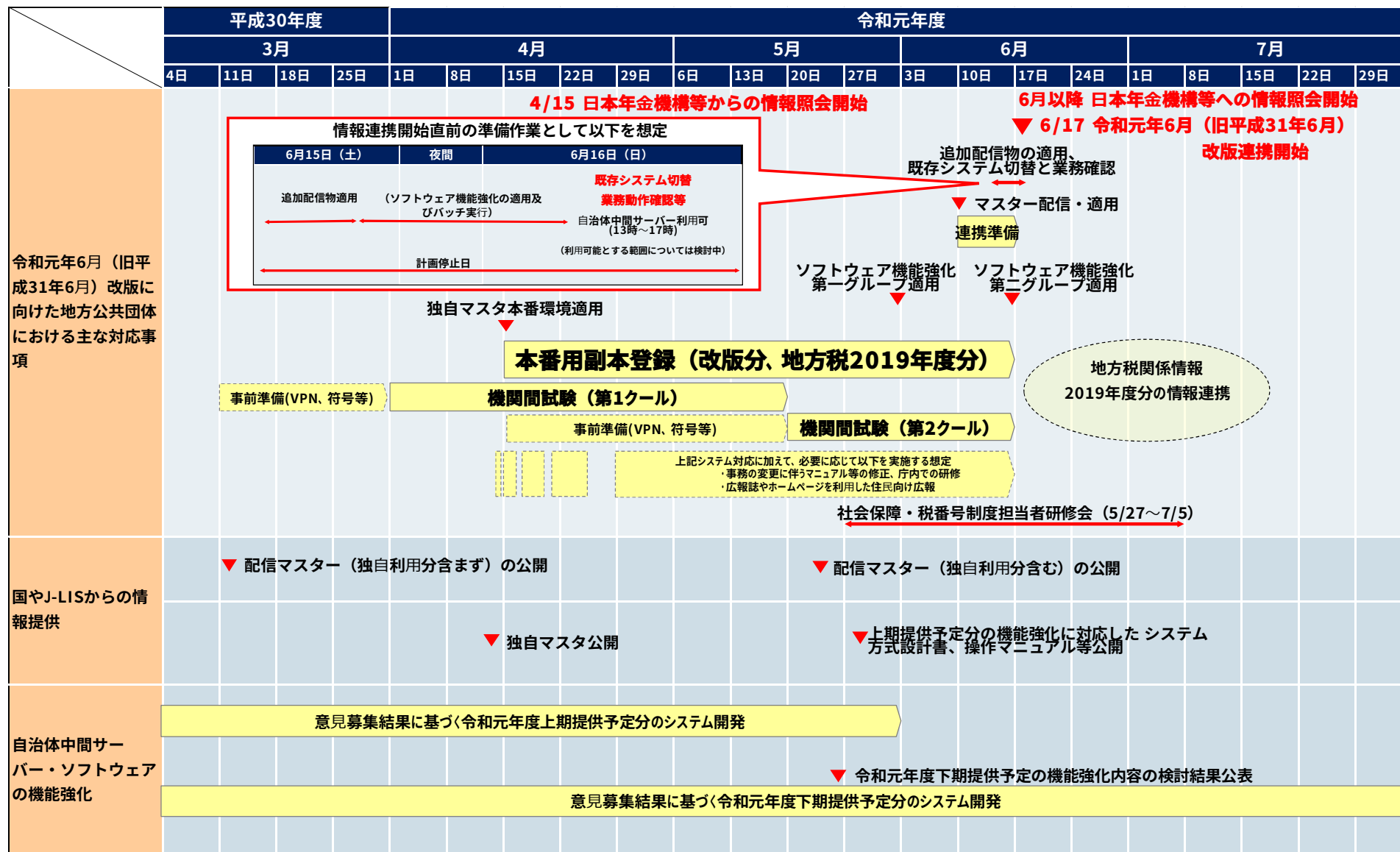
1.1 自治体中間サーバー関連スケジュール概要

- 地方公共団体における情報連携等の事務が円滑に行われるよう、定期的に行われるデータ標準レイアウト改版等のスケジュールを踏まえながら、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）では自治体中間サーバー・プラットフォームの運用とソフトウェアの保守及び次期システムの構築作業を計画的に実施します。



1.2 令和元年6月（旧平成31年6月）改版等に係る自治体中間サーバー関連スケジュール

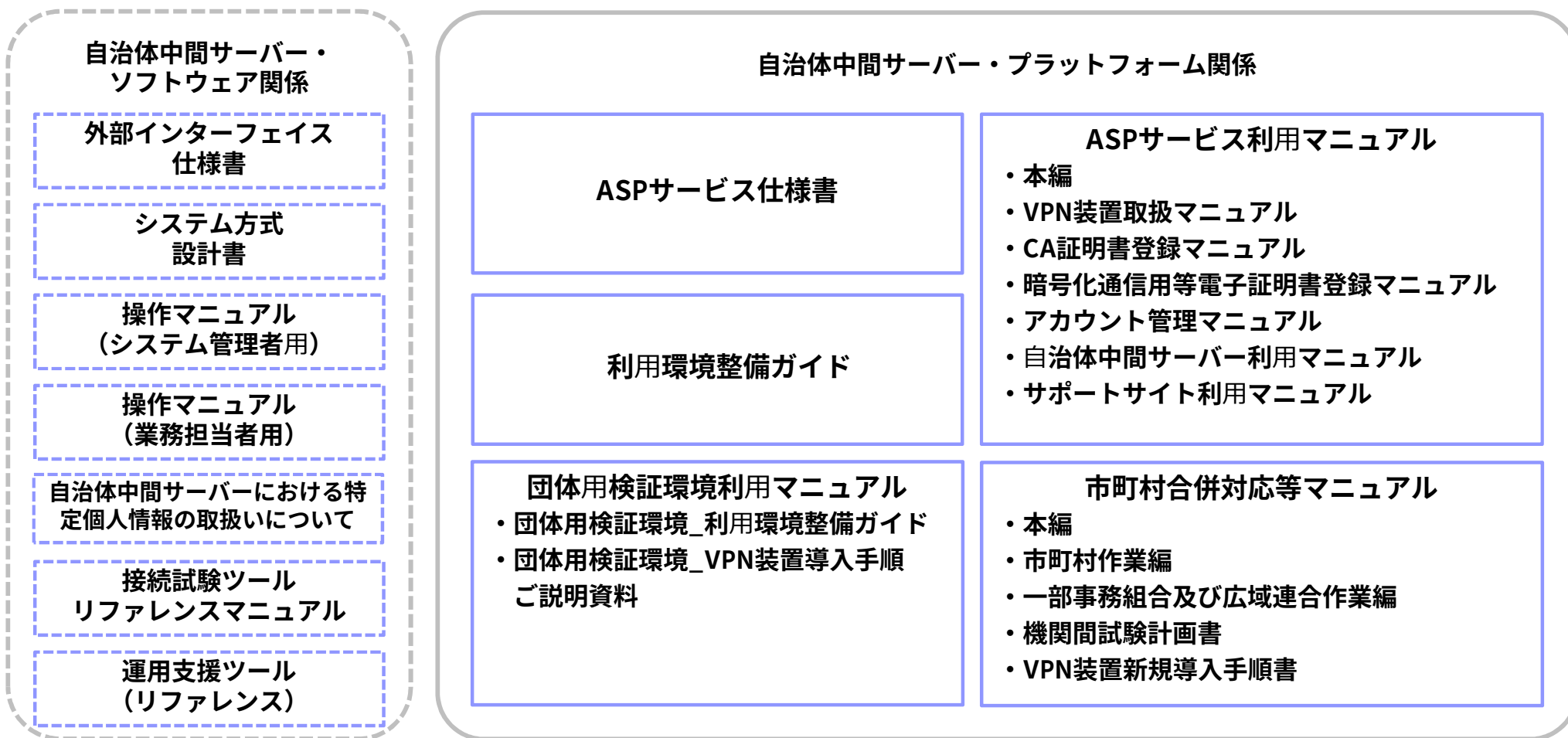
- データ標準レイアウト令和元年6月（旧平成31年6月）改版に向けて、地方公共団体での対応が必要となる自治体中間サーバー関連事項は以下のとおりです。
- 連携開始に向けて副本登録や関連システムの整備等を進めることが必要となります。



2. 自治体中間サーバーを運用する上での 留意事項について

2.1 自治体中間サーバー関連ドキュメント

自治体中間サーバーに関連する主なドキュメントは下記のとおりです。



そのほかにも各種手順書や要領、自治体中間サーバー通信などがあります。

ドキュメント等は自治体中間サーバー・サポートサイト、デジタルPMO（※）に掲載しています。

※デジタルPMOには一部掲載していないドキュメントがあります。

2.2 令和元年6月（旧平成31年6月）データ標準レイアウト改版に対応した副本登録の考え方

■ 副本の登録はデータ標準レイアウト令和元年6月（旧平成31年6月）版での情報連携開始前までに完了させてください。

令和元年6月（旧平成31年6月）データ標準レイアウト改版における特定個人情報ごとの副本登録の考え方

#	改版の種類	副本登録の考え方	特定個人情報番号	
1	項目追加等によるメジャー改版	R1.6（旧H31.6）版のレイアウトに対し、過去分を含めて再登録し、旧版は情報連携開始後に削除（※1）	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（※2）
2	データセットの追加	R1.6（旧H31.6）版において追加されたデータセットに対し、最新情報のみ登録	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
		R1.6（旧H31.6）版において追加されたデータセットに対し、過去分を含めて登録	44	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報（※3）
3	データセットの廃止	R1.6（旧H31.6）版において廃止されたデータセットに対し、一定期間後に削除（※1）	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（※2）
			31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
4	マイナー改版	R1.6（旧H31.6）版のレイアウトに対し、H31分を登録（ただし、特定個人情報番号2番に関しては情報登録件数が増えることが想定されるため、副本登録に対して、後述する日程調整を実施します。）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報

※1 旧版の副本及び廃止されたデータセットの削除については、10ページの「情報連携されなくなった改版前の副本の削除について」を参照してください。

※2 特定個人情報のメジャー改版により特定個人情報を構成するデータセットの一部が廃止となります。

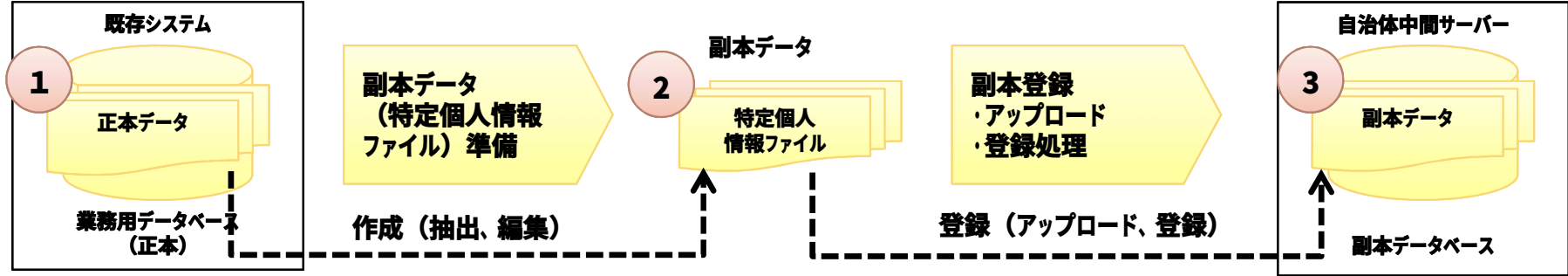
※3 データセットの照会キーが設定されていないことから取り扱う事務手続が無いものとして自治体中間サーバーの情報提供対象として取扱っていなかったものですが、令和元年6月（旧平成31年6月）改版により照会キーが設定され情報提供対象となります。

2.3 副本登録を行う上での前提条件

副本データ（特定個人情報ファイル）の準備

副本の準備及びその正確性担保について

- 「①正本データ（※1）」はこれまで団体で行われてきた業務・事務運用の下で適切に維持・管理されている前提です。「①正本データ」に基づき作成・登録される「③副本データ」の正確性（①＝③）（データ項目の内容や登録する対象範囲）担保は、「②副本データ（特定個人情報ファイル）」が「①正本データ」から正しく作成され、「②副本データ（特定個人情報ファイル）」が正常に「③副本データ」として登録されることで、実現されます。
- 副本の正確性担保の考え方は「情報連携（試行運用）開始以降の副本登録 実施要領（地方公共団体向け）」の「2.3 副本の正確性担保について」に示していますので確認してください。



※1：①正本データは、既存システムで保持しているデータのうち、副本として登録すべきデータとして表記している。

#	確認対象	データ項目の内容の確認	登録対象範囲（件数）の確認
1	②副本データ（特定個人情報ファイル）	・「作成された「②副本データ（特定個人情報ファイル）」のデータ項目の内容が「①正本データ」と一致していること」を、総合運用テストの結果等により、対象となる「②副本データ（特定個人情報ファイル）」の属性（業務的なバリエーション）等に応じてサンプルチェックする。	・「「①正本データ」が副本登録する対象として、もれなく「②副本データ（特定個人情報ファイル）」として抽出できていること」を、件数の一致により確認する。
2	③副本データ	・「登録された「③副本データ」のデータ項目の内容が「①正本データ」と一致していること」を、自治体中間サーバー接続端末を用いた特定個人情報の検索等でサンプルチェックする。	・「「②副本データ（特定個人情報ファイル）」が「③副本データ」として不足なく登録されていること」を、処理結果件数から確認する。



Point!

副本データ準備時に作成される「②副本データ（特定個人情報ファイル）」の正確性が担保されることが重要となります。
制度所管府省から個別の方針があった場合には、そちらに従ってください。

2.4 情報連携されなくなった改版前の副本の削除

情報連携されなくなった改版前の副本及び廃止されたデータセットの削除について

特定個人情報番号		削除理由	留意事項
16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	新版（第4版）の有効開始日を遡る形でメジャー改版されているため、旧版（第3版）の副本はR1.6（旧H31.6）版での情報連携開始日（6月17日）以降は情報連携されなくなります。	レイアウトが変更となるためR1.6（旧H31.6）版での情報連携開始日より前に行われた提供の求めに対して、R1.6（旧H31.6）版での情報連携開始日以降に情報提供（一時入力を含む）を行うことはできません。
31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	マイナー改版に伴って一部のデータセットが廃止されているため、該当の情報はR1.6（旧H31.6）版での情報連携開始日（6月17日）以降は情報連携されなくなります。	情報提供の求めの有効期間は30日であり、情報連携開始日より前に行われた提供の求めに対しては、6月17日以降も情報提供（一時入力を含む）が必要です。

- 自治体中間サーバー・プラットフォームのシステム資源の効率的な利用（不必要に情報を保持しない）の観点から、旧版の副本及び廃止されたデータセットは情報連携開始後に一括削除機能により自治体中間サーバー・プラットフォーム側で削除する予定ですが、団体側で削除することも可能です。（削除時期等の詳細については、別途自治体中間サーバー通信等で通知します。）

2.5 副本登録の上限について

(情報連携（試行運用）開始以降の副本登録実施要領（地方公共団体向け）（第3.00版）からの抜粋）

1 日当たりの副本データ（特定個人情報ファイル）アップロード上限

- 副本データのアップロードにより、地方公共団体から自治体中間サーバーまでのネットワーク帯域に負荷がかかり、通常業務に支障を来す恐れがあります。そのため、地方公共団体が1日にアップロードできる上限を以下のとおり定めています。

#	項目	値	説明
1	登録・削除件数の上限	人口200万人以上の市（教育委員会含む） （横浜市,大阪市,名古屋市）	人口の100% 一律200万件
		人口200万人未満の市区町村（教育委員会含む）、都道府県（教育委員会含む）、一部事務組合及び広域連合	
2	アップロードサイズ の上限	市区町村（教育委員会含む）	人口の100%×10KB
		都道府県（教育委員会含む）	人口の10%×10KB
		一部事務組合及び広域連合	構成団体の合計人口の30%×10KB

※ 登録と削除を同時に行う場合は、登録と削除の合計件数及びアップロードサイズの上限を超えないようにしてください。

※ 「登録件数の上限」、「アップロードサイズの上限」両方を守っていただく必要があります。

例：人口20万人の市が、1件当たり5KBの副本データをアップロードする場合

#	項目	上限	説明
1	登録・削除件数の上限	200万件	#1と#4を比較した場合、#4は件数上限に達していないため、アップロードサイズの上限まで登録が可能です。一方、#2と#3を比較した場合、#3はアップロードサイズの上限を超えているため、件数上限までの登録はできません。この例では件数上限ではなく、アップロードサイズの上限である200万KBを守っていただくことになります。
2	アップロードサイズの上限	200万KB（20万人x10KB）	
3	件数の上限まで登録した場合のサイズ	1000万KB（200万件x5KB）	
4	サイズの上限で登録可能な件数	40万件（200万KB/5KB）	

ベンダー変更に伴う副本の再登録（削除）を行う予定がある場合は、上限に関わらずその旨をヘルプデスクまで連絡してください。

2.6 環境設定及び運用に関する注意事項

システム管理者アカウントのパスワードロックについて

- システム管理者アカウントを1つしか作成していない団体は、事前にシステム管理者アカウントを複数作成して、アカウントロック発生の際に他のシステム管理者アカウントを使用してアカウントロック解除ができるようにしてください。
- アカウントロック解除を自治体中間サーバー・プラットフォーム側で対応を行う場合は、即日対応は困難であり1週間程度かかる可能性があります。

VPN装置のバックアップファイルの取得について

- 「VPN装置取扱マニュアル」、「4.6 バックアップ」に記載のとおり、VPN装置の設定変更を行った後のバックアップファイルが保存されていることを確認するとともに、バックアップファイルに設定されたパスワードを適切に管理していることも併せて確認してください。（ファームウェアのバージョンについても把握しておいてください。）
- VPN装置のバックアップファイルを保存していない場合には、地方公共団体に設置しているVPN装置が故障した際に復旧までに時間を要し、情報連携に支障を来しますので注意してください。

データ送受信機能停止時間帯における一括等での情報照会の運用について

- 「データ送受信機能停止時間帯（平日 21:00～0:00）」に情報照会要求を行わないでください。
「データ送受信機能停止時間帯（平日 21:00～0:00）」に情報照会要求を行うと、翌日のシステムサービス提供時間開始直後に当該処理が行われ、相手先中間サーバーの停止（起動が完了していない等）によるエラーとなって処理が正常に行われなかったといった事象が発生する可能性があります。

2.7 問合せ時の個人情報の取扱いについて

■ 問合せ時の個人情報の取扱いについて

- 自治体中間サーバー・ヘルプデスク又はシステムトラブル等の解決のためにJ-LISが、地方公共団体等から個人情報の提供を求めることは原則ありません。
- 自治体中間サーバー・ヘルプデスク又はシステムトラブル等でJ-LISに問合せをする際は、発生日時、発生事象の概要、エラーメッセージ等を連絡してください。
- 添付ファイルで電文や操作画面のキャプチャ等を送付する際は、特定個人情報や個人情報に該当する箇所をマスキング、削除等、適切な対応をしてから送付するようお願いします。

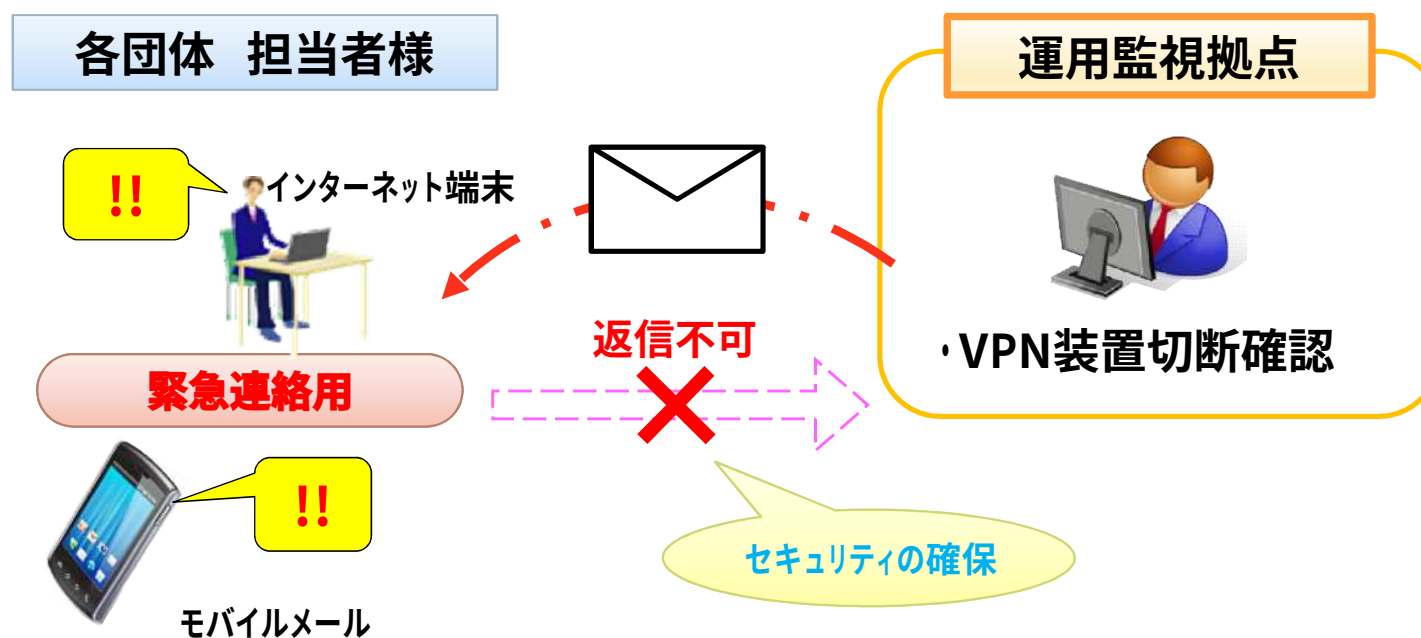
2.8 VPN通信の切断を検知した場合の時間外の連絡について

VPN通信の切断を検知した場合の時間外の連絡

- 希望のあった団体に対して、指定のあった連絡先へ情報を通知しております。

(※ 通知の希望には、「自治体中間サーバー利用開始・変更連絡票」による届出が必要です。)

迅速な対応が可能に！



Point!

- 夜間・休日に限り、希望をいただいた団体に、インターネット環境で緊急連絡の通知をお送りしています。
- 詳しくは、自治体中間サーバー通信（第031号）「2 (2)VPN通信の切断を検知した場合の時間外の連絡について [再掲]」を確認してください。

2.9 人事異動及び組織改変時に必要となる作業について（1/2）

自治体中間サーバー運用に関する担当と役割

- 以下に自治体中間サーバーの運用に関する情報保有機関側の担当と役割の概要を示します。（詳細については、ASPサービス利用マニュアルを参照してください。）

項番	担当	役割
1	ASPサービス利用に係る窓口担当部署の管理者	ASPサービス利用に係る機構（及び機構の委託先である構築・運用事業者）からの連絡を受ける窓口担当部署の管理者を指す。首長部局及び教育委員会のASPサービス利用に係る連絡調整等の対応を行う。教育委員会における本サービスの利用についても、本管理者が取りまとめて、申請及び変更を行う。
2	ASPサービス利用に係る窓口担当部署の担当者	ASPサービス利用に係る機構（及び機構の委託先である構築・運用事業者）からの連絡を受ける窓口担当部署の担当者を指す。首長部局及び教育委員会のASPサービス利用に係る連絡調整等の対応を行う。
3	VPN装置管理者 [正/副]	VPN装置の設置・保全、設定等作業、障害復旧後の再設定（リストア等）及び情報保有機関内ネットワークに係る連絡調整等の対応を行う。
4	システム管理者	システム管理者は、自治体中間サーバーにおけるシステム利用の管理者を指し、首長部局、教育委員会それぞれで必要となる。自治体中間サーバー用端末管理、マスタメンテナンス、セキュリティ管理、操作記録管理、情報提供等記録管理及びシステム管理等の業務を行う。
5	業務担当者	自治体中間サーバーを利用して業務を行う担当者を指す。符号に関わる業務、副本に関わる業務、情報照会業務、情報提供業務、自己情報提供に関わる業務、お知らせに関わる業務等を行う。
6	サポートサイト管理者	サポートサイトにおけるシステム利用の管理者を指す。サポートサイトにおける情報管理（事務担当者情報や請求書送付先情報）、首長部局及び教育委員会のユーザ管理、問合せ状況参照を行う。添付ファイル（情報保有機関個別配付ファイル）のダウンロードを行う。
7	サポートサイト担当者	サポートサイトを利用して業務を行う担当者を指す。サポートサイト上で、お知らせ又はFAQの参照やマニュアルのダウンロードを行う。また、問合せフォームから問合せ登録を行う。添付ファイル（情報保有機関個別配付ファイル）のダウンロードを行う。
8	事務担当者	自治体中間サーバー利用の交付金等に係る事務処理を行う担当者を指す。主に機構との交付金等に係る事務処理の窓口対応を行う。

2.9 人事異動及び組織改変時に必要となる作業について（2/2）

人事異動及び組織改変に伴い、必要となる作業

- 人事異動及び組織改変に伴い、前述の各担当者の役割の後任者への引継ぎが必要となります。以下に特に留意すべき作業の概要を示します。（詳細については、自治体中間サーバー通信（第040号）の「別紙1 人事異動及び組織改変時に必要となる作業について」を参照してください。）

項番	異動者	作業者	必要な作業
1	ASPサービス利用に係る窓口担当部署の管理者	ASPサービス利用に係る窓口担当部署の管理者	・自治体中間サーバー利用開始・変更連絡票の提出 ・システム管理者のログインURLの後任者への引継ぎ ・自治体中間サーバー・ヘルプデスク問合せ先の後任者への引継ぎ
2	ASPサービス利用に係る窓口担当部署の担当者	ASPサービス利用に係る窓口担当部署の管理者	・自治体中間サーバー利用開始・変更連絡票の提出
		ASPサービス利用に係る窓口担当部署の担当者	・自治体中間サーバー・ヘルプデスク問合せ先の後任者への引継ぎ
3	VPN装置管理者 [正/副]	ASPサービス利用に係る窓口担当部署の管理者	・自治体中間サーバー利用開始・変更連絡票の提出
		VPN装置管理者[正/副]	・VPN装置の取扱いの後任者への引継ぎ （VPN装置バックアップファイル、VPN装置へのログインID・パスワード、VPN監視抑止申請書の提出方法等）
4	システム管理者	システム管理者	・システム管理者アカウントの登録、更新及び削除
5	業務担当者	システム管理者	・業務担当者アカウントの登録、更新及び削除
6	サポートサイト管理者	サポートサイト管理者・担当者	・サポートサイト管理者情報の更新
7	サポートサイト担当者	サポートサイト管理者・担当者	・サポートサイト担当者情報の更新
8	事務担当者	サポートサイト管理者	・事務担当者情報、請求書送付先情報の更新

2.10 VPN装置のライセンス更新について

- **団体用VPN装置のライセンスの有効期限は2019年7月となっていますので、有効期限が到来するまでに、団体において団体用VPN装置のライセンス更新作業（新しいライセンスファイルの登録）を実施する必要があります。**
- **VPN装置に接続した運用端末で、VPN装置管理画面（WebAdmin）から、別途J-LISが団体へ配付する新しいライセンスファイルを6月末までにアップロード・登録してください。**
（作業手順及び新しいライセンスファイルは、「自治体中間サーバー・プラットフォーム VPN装置ライセンス更新手順書」として、自治体中間サーバー・サポートサイトに掲載しています。）
- **VPN装置のライセンス更新作業においては、VPN通信の切断は発生しないため日中帯に実施可能です。**
なお、平日18時以降にライセンス更新作業を実施する団体を支援するため、自治体中間サーバー・ヘルプデスクの受付時間を6月25日（火）までの毎週火曜日、電話での受付時間を21時までとします。
- **VPN装置のライセンス更新作業が完了した団体は、自治体中間サーバー・サポートサイトの「VPN装置のライセンス更新作業完了報告用アンケートページ」から完了報告をお願いします。**
- **団体用VPN装置のライセンスの有効期限が到来した後は、VPN装置管理画面（WebAdmin）からライセンス登録以外の操作ができず、情報連携業務に支障が生じる恐れがあります。**

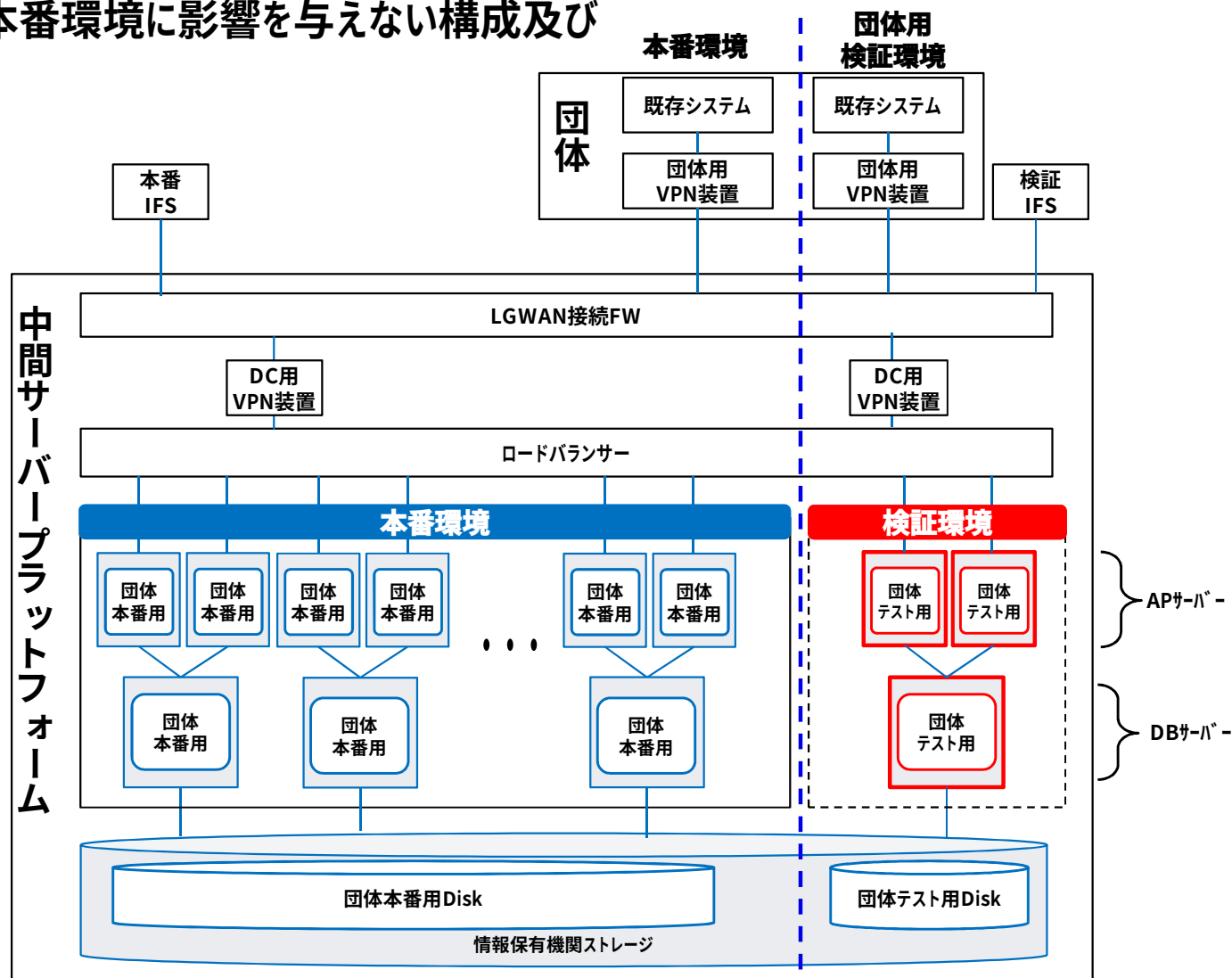
2.11 大量の情報照会に関する制限事項

- **情報照会において、短時間（1時間）に大量（おおむね4,000件以上）の要求を行うと、自治体中間サーバーが一時的に過負荷状態（リソース不足状態）となり、処理がエラー又は中断となって再処理が必要となる場合があります。**
- **以下の対処方法に沿って情報照会を実施することで処理がエラー又は中断となる可能性を低くすることができますので、対応をお願いします。（aを推奨します。）**
 - a. 1回当たりの要求件数を3,000件以内とし、その処理の完了を待って次の要求を登録してください。既存システムから定時起動で情報照会の登録を行う場合は少なくとも1,000件につき15分程度（推奨20分以上）の間隔をあけて登録してください。**
 - b. aの対応ができない場合、短時間（1時間）の要求件数を1万件以内とし、その際、情報照会以外の利用は極力控えてください。また、その照会処理の完了を待って次の要求を登録してください。**
- **大量の情報照会の一括要求を登録している場合、窓口業務での情報照会は、一括要求の後に要求されます。窓口業務に支障が出る場合は、窓口業務終了後からサービス提供時間内（平日は21時、休日は17時まで）に情報照会が完了するように一括要求を登録してください。（必要な処理時間の目安は、照会件数1,000件につき15～20分程度です。）**
- **情報連携数の増加に向けた自治体中間サーバーの対応として、都道府県におけるシステム資源割当ての見直しを平成31年4月に実施しました。また、大量の情報照会等の処理方法の改善（システム改修）を進めていますが、制限事項については、システム改修後、性能について検証を行った上で緩和等を検討します。**

2.12 団体用検証環境概要（1/3）

概要

- 100団体分の団体用検証環境を提供開始しています。主な用途は以下の2点となります。
 - ・地方公共団体の既存システム新規構築・改修時の確認
 - ・データ標準レイアウト改版時の確認
- 団体用検証環境は本番環境に影響を与えない構成及び運用を可能とします。



2.12 団体用検証環境概要（2/3）

■ 前提条件

- 団体用検証環境は、機能確認を目的とする範囲とし、性能負荷試験を想定したリソースの割り当ては行いません。
- 構築する団体のモデル（規模）については、一般市相当とします。
- 接続前に十分な確認を実施し最終確認用の利用を想定します。（試験期間はおおむね2週間程度）
- 接続するには、本番用とは別に団体用検証環境用の団体用VPN装置が必要です。

■ 利用するには

- 以下の3点の申請が必要となります。
 - ・自治体中間サーバ団体用検証環境利用申請
 - ・団体用検証環境自治体中間サーバ利用開始・変更連絡票
 - ・情報提供NWS接続検証環境予約・利用申請（J-LISが取りまとめて提出）
- 団体用VPN装置の設定・各種環境設定・符号取得等、利用者側にも事前作業があります。
- 符号取得の申請から取得には時間がかかります。（指定された日までに申請する必要があります。さらに、取得するまでに最大7日（平日）必要です。）
- 機関間試験を行う場合、各団体において、連携相手となる団体を選択し、調整する必要があります。

2.12 団体用検証環境概要（3/3）

令和元年7月以降の予定

- データ標準レイアウト令和元年6月（旧平成31年6月）改版の後も既存システムの改修等に係るテストを行えるよう、環境を整備・提供予定です。
- 環境利用の募集等の詳細につきましては事務連絡・自治体中間サーバー通信等で連絡します。

情報提供ネットワークシステムにおける情報連携試験機能について

- 団体用検証環境とは別に中間サーバー等の本番環境において、試験用個人番号を用いた情報連携の試験（以下「情報連携試験」という。）を実施できます。
- 情報連携試験は、情報連携の事務を行う職員の業務習熟や自治体中間サーバーに接続する既存システムの更改等に伴う関係システムを含めた最終的な機能確認等を目的としています。
- 詳細については、「自治体中間サーバー通信（第039号）」-「3(9) 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携試験機能について」を参照してください。

2.13 暗号化通信用等電子証明書の入替について（令和2年度）

- **暗号化通信用等電子証明書の有効期限は、発行した日から5年間で、多くの団体は令和2年度から3年度にかけて有効期限の満了を迎えます。**
- **有効期限満了前に新しい暗号化通信用等電子証明書を取得・登録し、古い暗号化通信用等電子証明書を削除する必要があります。**
- **「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」-「3.5.3 暗号化通信用等電子証明書の更新」に基づき行われる作業となりますが、同規程に記載のとおり情報連携が未完了のまま入替えの作業を行った場合は、情報連携でエラーが発生する可能性があるため留意が必要です。地方公共団体からの意見を踏まえながら、エラーを発生させず情報連携を継続できるようにするソフトウェアの機能強化を今後検討予定です。**
- **自治体中間サーバー用暗号化通信用等電子証明書の更新申請に関する時期等の詳細については、今後自治体中間サーバー通信や事務連絡等でお知らせします。**

3. 自治体中間サーバー・ソフトウェア機能強化

3.1 ソフトウェア機能強化への取組み（1/3）

自治体中間サーバー・ソフトウェアの機能強化の実績と予定を以下に示します。

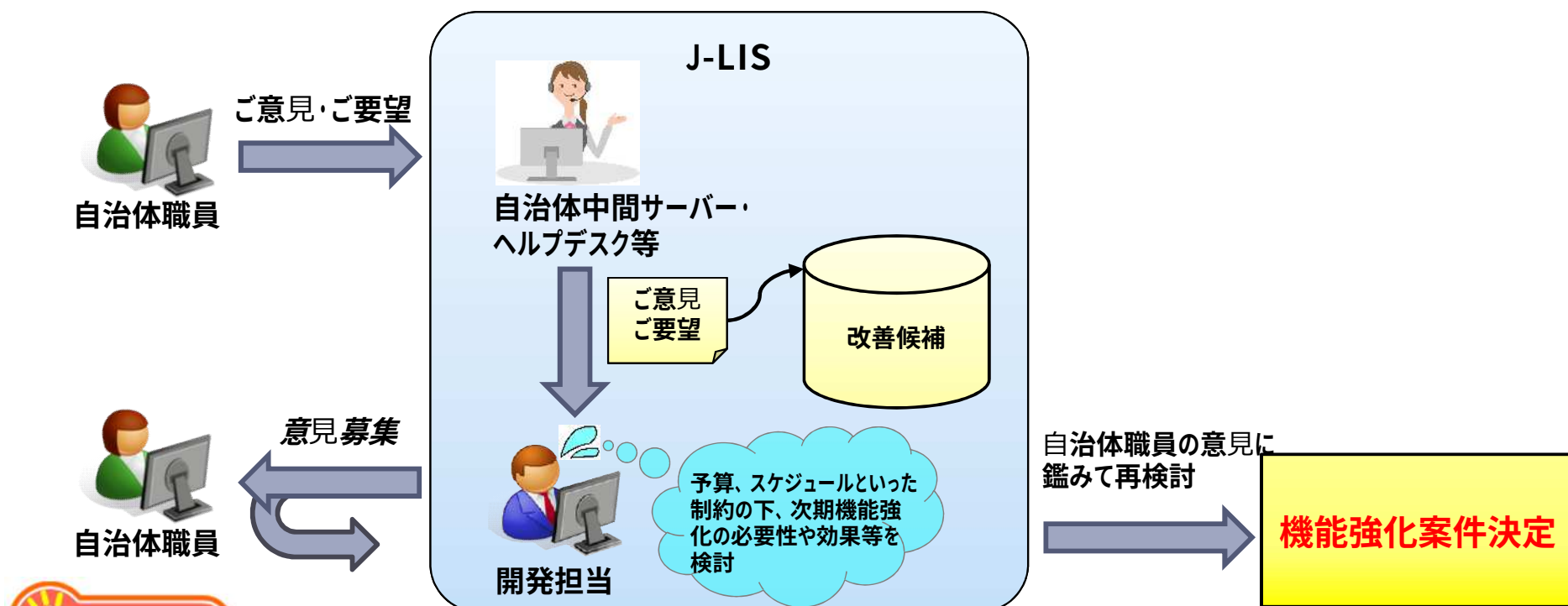
項番	ソフトウェアリリース時期	機能強化に伴うドキュメント公開
1	平成29年 7月（情報連携（試行運用）開始前）	平成29年4月～6月
2	平成29年10月（情報連携（本格運用）開始前）	平成29年10月
3	平成29年12月～平成30年1月	平成29年12月
4	平成30年 6月（平成30年6月データ標準レイアウトの情報連携開始前）	平成30年4月～6月
5	平成31年 1月～2月	平成30年12月
6	令和元年 6月（予定）（令和元年6月データ標準レイアウトの情報連携開始前）	令和元年 5月
7	令和元年度下期（予定）	令和元年度下期（予定）

- これら以外に自治体中間サーバー・サポートサイトのFAQに掲載しているソフトウェアの不具合についても、機能強化と併せて対応を行いました。
- 今後の機能強化の時期、ドキュメント公開日については、詳細が決まり次第、自治体中間サーバー通信等でお知らせします。
- ソフトウェアの機能強化においては、次項の「機能強化内容決定プロセス」に記載のとおり、地方公共団体からの意見を反映し取り込んでいます。

3.1 ソフトウェア機能強化への取組み（2/3）

機能強化内容決定プロセス

- 自治体中間サーバー・ソフトウェアの機能強化については、これまでも地方公共団体からヘルプデスクに寄せられた問合せや社会保障・税番号制度担当者説明会での質疑などを通じて、重要度及び費用対効果を踏まえた上で、ソフトウェア改修予算やスケジュールといった制約の範囲内で対象案件を選定し、検討の過程で地方公共団体の意見を伺うなどしながらシステム改修を進めています。
- ソフトウェア機能強化に対する要望の更なる掘り下げ及び改修案件の決定プロセスの明確化・透明化のため、平成30年6月以降の機能強化候補の選定においては、地方公共団体に対して意見を募集し、意見に基づいたソフトウェアの機能強化に取り組んでいるところです。



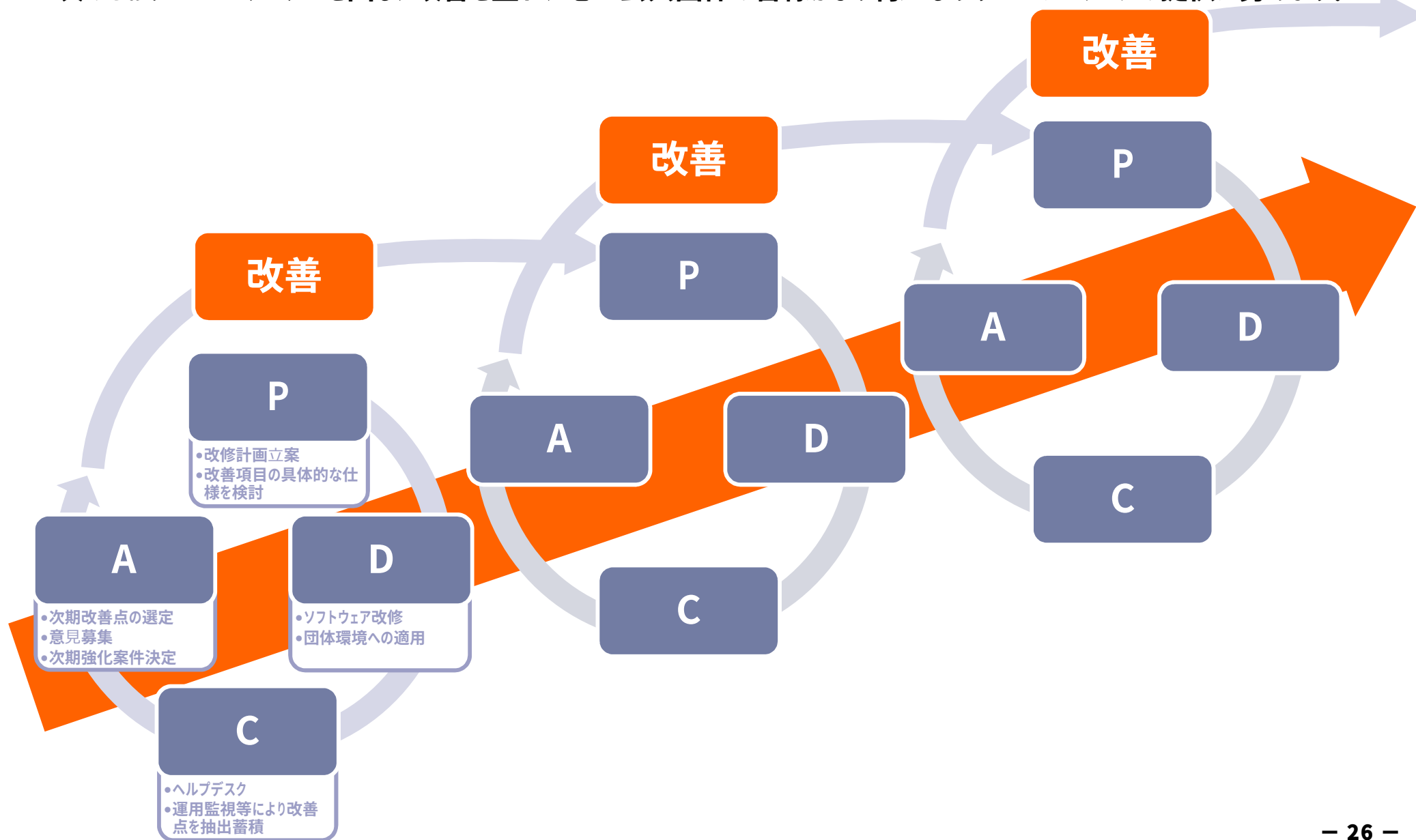
Point!

- 自治体中間サーバーに関する要望等は、自治体中間サーバー・ヘルプデスクまでお寄せください。

3.1 ソフトウェア機能強化への取組み（3/3）

機能強化のサイクルは次のとおりです。

- 次のとおりPDCAサイクルを回し、改善を重ね、地方公共団体の皆様がより利用しやすいソフトウェアの提供に努めます。



3.2 ソフトウェア機能強化内容（令和元年6月（予定））一覧

令和元年6月（予定）のソフトウェア機能強化項目一覧

項番	機能強化項目	概要
1	情報提供等記録のファイル出力機能の性能改善	「情報提供等記録管理 検索 SC_TKM_0101」画面から出力する情報提供等記録ファイル（FI_TKM_0001）について、大量件数出力にも対応できるよう作成処理を見直す。 ・出力件数の上限を1,000件から、50,000件に拡張する。 ・出力件数の上限の拡張に伴う性能劣化等への対策（出力ファイルのzip化）を講じる。
2	情報提供等記録管理における検索条件の拡張	・「情報提供等記録管理 検索 SC_TKM_0101」画面において、「提供の求めの日時」及び「提供の日時」の検索条件に時刻指定を追加し、時間単位での抽出を可能とする。 ・処理通番、団体内統合宛名番号を指定しない場合の「提供の求めの日時」又は「提供の日時」の抽出可能期間を、180日から366日（うるう年を考慮した日数）に拡張する。
3	大量の情報照会時に生じる電文追越エラー発生防止・低減対策（大量の情報照会の要求に係る運用制限の緩和）	・情報提供ネットワークシステムから通知される電文の処理方法を見直し、電文追越エラーの発生を防止・低減できるようにする。 ・本機能強化の効果や課題等を十分に確認した上で、J-LISから依頼している「1回当たりの要求件数を3,000件以内とし、その処理が終わるのを待って次を要求する」の制限事項（※）の緩和を検討する。 ※詳細は、「自治体中間サーバー通信（第032号）」（平成30年7月20日）-「2(1)大量の情報照会における制限事項について[再掲]」を参照。
4	情報照会・提供に係る通知メールへの処理通番の追加	業務担当者及び業務担当者が所属する部署への情報照会・提供に係る通知メールの文面に処理通番を追加する。対象の通知メールは、以下のとおり。 - 情報照会結果通知メール - 情報照会取りやめ結果通知メール - 情報提供内容送信許可依頼メール - 有効期間切れ事前通知メール - 有効期間切れ通知メール - 自動応答不可対象確認依頼メール - 情報照会取りやめ完了通知メール

※本一覧は、令和元年5月24日（金）発出の自治体中間サーバー通信（第041号）から抜粋し、再編集したものです。

3.3 ソフトウェア機能強化内容（令和元年度下期（予定））一覧（1／2）

令和元年度下期（予定）のソフトウェア機能強化項目一覧

項番	機能強化項目	概要
1	情報提供等記録取得電文の追加	団体の既存システムで、情報提供等記録を確認する電文を追加する。
2	情報提供等記録の記録事項変更事由登録・不開示設定電文の追加	団体の既存システムで、情報提供等記録の記録事項変更事由登録及び不開示設定を実施できる電文を追加する。
3	情報提供等記録一括変更機能の追加	情報提供等記録において、照会先等の誤りで複数件の記録事項変更事由を更新する際に、誤りのある中間サーバー受付番号や処理通番を元に一括で情報提供等記録の変更が行えるようにする。
4	情報照会件数及び情報提供件数に係る統計情報取得時の出力条件の拡張	情報照会件数及び情報提供件数に係る統計情報取得時に設定する出力条件について、より詳細な条件を追加する。
5	突合用ファイル出力機能における、副本管理情報を出力する機能の追加	連携した副本の登録状況を簡易に団体で確認できるようにすること等を目的として、登録済みの副本の団体内統合宛名番号、データセットレコードのキー等（副本データ以外の管理項目、以下「副本管理情報」という。）をCSV形式で出力可能とする。
6	過誤情報提供先機関の確認における検索条件の見直し	「過誤情報提供機関 検索 SC_DBM_0501」画面において、特定個人情報単位での確認を可能とするため、団体内統合宛名番号を任意指定項目に見直す。
7	接続端末のWindows10版Firefoxへの対応	Windows10上で動作するFirefoxで発生が見込まれる非互換対応を実施する。
8	Webサービス連携方式における自動応答不可フラグの設定単位の見直し	Webサービス連携方式においてデータセット単位の自動応答不可フラグの設定を可能とする。
9	提供除外項目マスタの照会機能追加	提供除外項目マスタ登録要求ファイルにより登録した提供除外項目マスタ登録内容を接続端末から照会可能とする。
10	Javaバージョンアップ対応	自治体中間サーバー・ソフトウェアの開発言語及び実行環境であるJavaのサポートポリシーに適合させるために行う影響調査やシステム改修作業。

※本一覧は、令和元年5月24日（金）発出の自治体中間サーバー通信（第041号）から抜粋し、再編集したものです。

3.3 ソフトウェア機能強化内容（令和元年度下期（予定））一覧（2／2）

令和元年度下期（予定）のソフトウェア機能強化項目一覧

項番	機能強化項目	概要
11	Webサービス連携方式及び画面入力による情報照会の要求に対する優先制御（大量の情報照会の要求に係る運用制限の緩和）	大量の情報照会の要求に係る運用制限を緩和するため、XMLデータ連携方式（既存システム連携）又はファイルアップロード（接続端末）による情報照会の要求ファイルが自治体中間サーバーに複数登録されている時に、Webサービス連携方式（既存システム連携）又は「情報照会内容入力 初期情報入力 SC_SKI_0101」画面（接続端末）での情報照会の要求があった場合は、処理待ちの要求ファイルに優先して処理するよう処理順を見直し、窓口事務等による少量・急ぎの情報照会の要求を一定程度優先して処理できるようにする。
12	情報提供等記録機能に関する操作権限の見直し	情報提供等の記録の追記を行う際の「情報提供等記録の記録事項変更事由・不開示設定」について、システム管理者から業務担当者へ権限貸与・付与できるようにする。 （「自治体中間サーバー通信（第035号）」-「別紙1-1 ソフトウェア機能強化候補一覧（平成31年度提供予定）」の項番22として平成31年度提供予定の機能強化候補（案）以降で検討する案件として提示して意見を募集したもの）
13	バッチ実行結果の検索結果一覧画面に対する副本登録エラー発生有無を識別できる項目の追加	副本登録実行結果のエラー発生有無を、「バッチ実行結果検索 検索結果詳細 SC_SYM_0103」画面に遷移せず、「バッチ実行結果検索 検索結果一覧 SC_SYM_0102」画面で確認できるよう表示項目を追加する。

※本一覧は、令和元年5月24日（金）発出の自治体中間サーバー通信（第041号）から抜粋し、再編集したものです。

※自治体中間サーバー通信（第036号）別紙4「平成31年度提供予定の機能強化候補」の追加5「ユーザパスワード初期化機能に関する操作権限の見直し」につきましては、対象外としました。詳細につきましては、中間サーバー通信（第041号）を参照。

3.4 ソフトウェア機能強化内容（令和元年度下期（予定））概要説明

外部インターフェイス仕様の変更（情報提供等記録を確認する機能、等の追加）

- 新たなインターフェイスを追加し、従来、自治体中間サーバー接続端末でのみ利用可能であった機能が、既存システムからも利用可能になります。（利用するには、既存システムの改修が必要です）
- 既存システムの改修に必要な外部インターフェイス仕様書及び接続試験ツールは、8月下旬に公開を予定しています。

追加される
インターフェイス

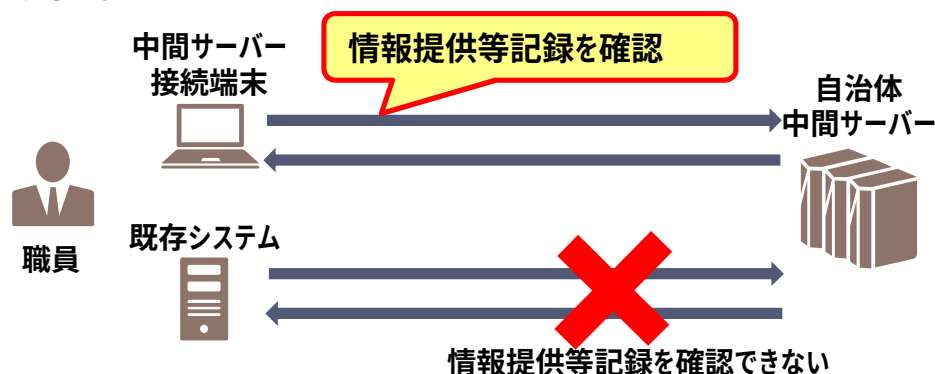
項番1：情報提供等記録取得電文の追加

項番2：情報提供等記録の記録事項変更事由登録・不開示設定電文の追加

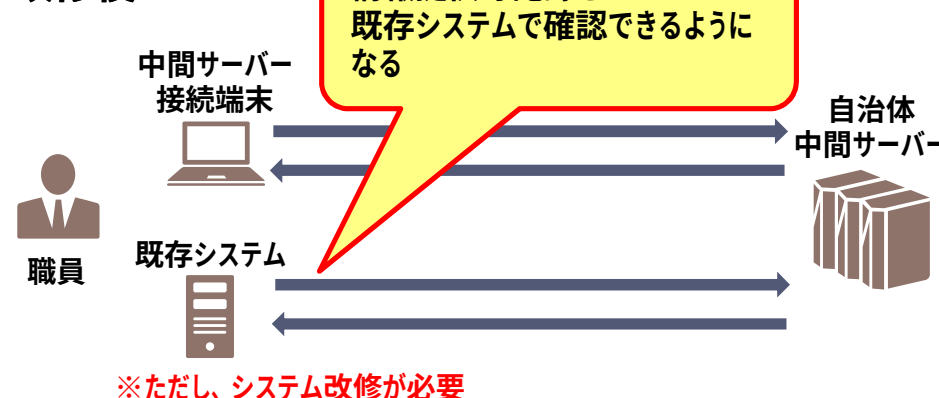
項番8：Webサービス連携方式における自動応答不可フラグの設定単位の見直し

例）情報提供等記録を確認したい場合（項番1の例）

改修前



改修後



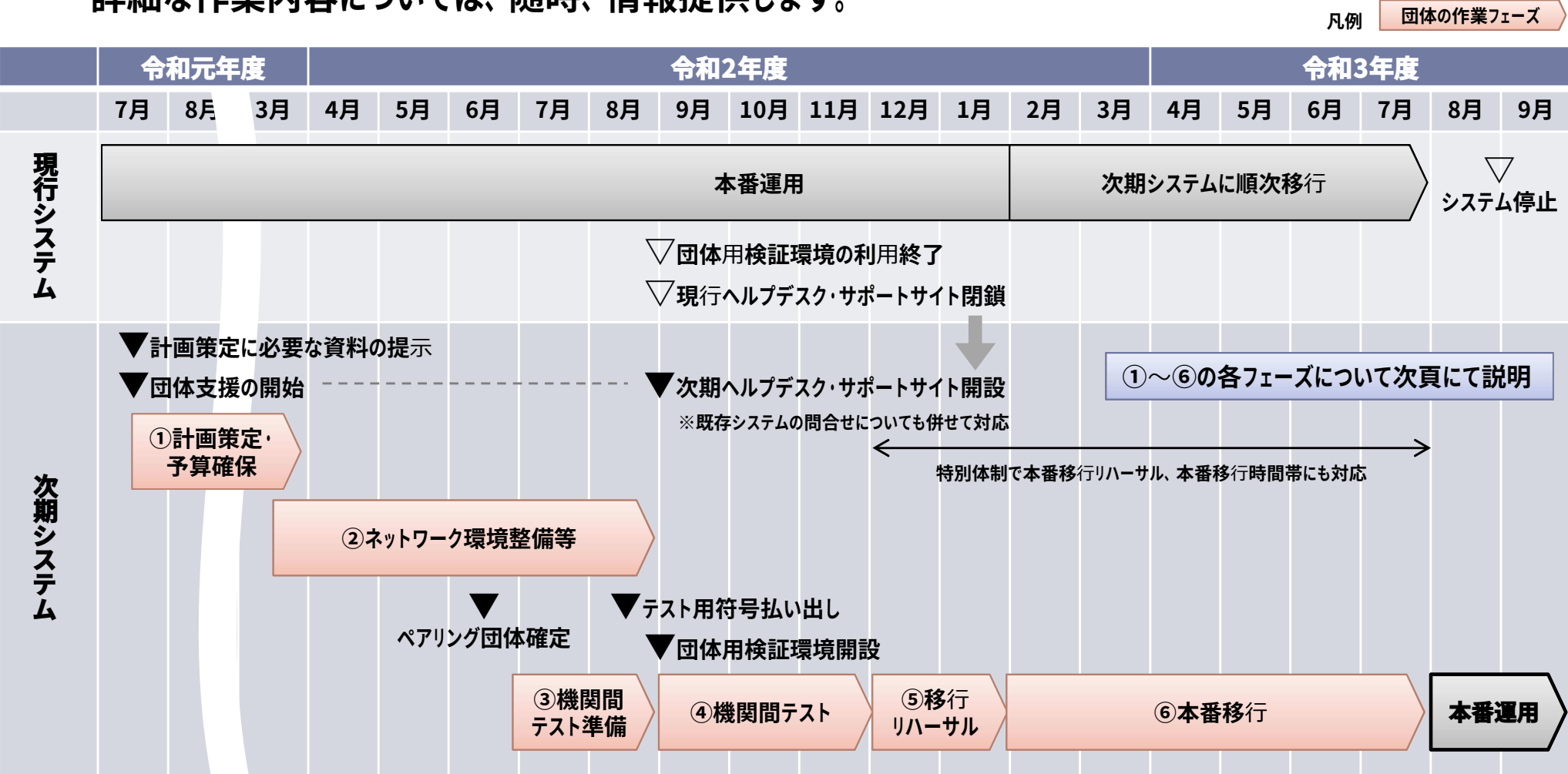
地方公共団体に対応いただきたい事項

- 既存システムで新しい機能を利用するかについて検討（利用は任意であり、利用しない場合は改修不要）
- 利用する場合、既存システムの改修に必要な費用の予算化
- 既存システムの改修

4. 次期システムについて

4.1 次期システムに関連する作業スケジュール

- J-LISは、次期システムを調達する事業者を平成31年4月に決定しました。
今後、令和3年8月の本番運用開始に向け、設計・構築を進めてまいります。
- 各団体におかれましては、下記①～⑥のフェーズの作業をスケジュールに沿って実施していただきます。
- 本章では、各フェーズで各団体が実施する作業の概要を説明します。
詳細な作業内容については、随時、情報提供します。



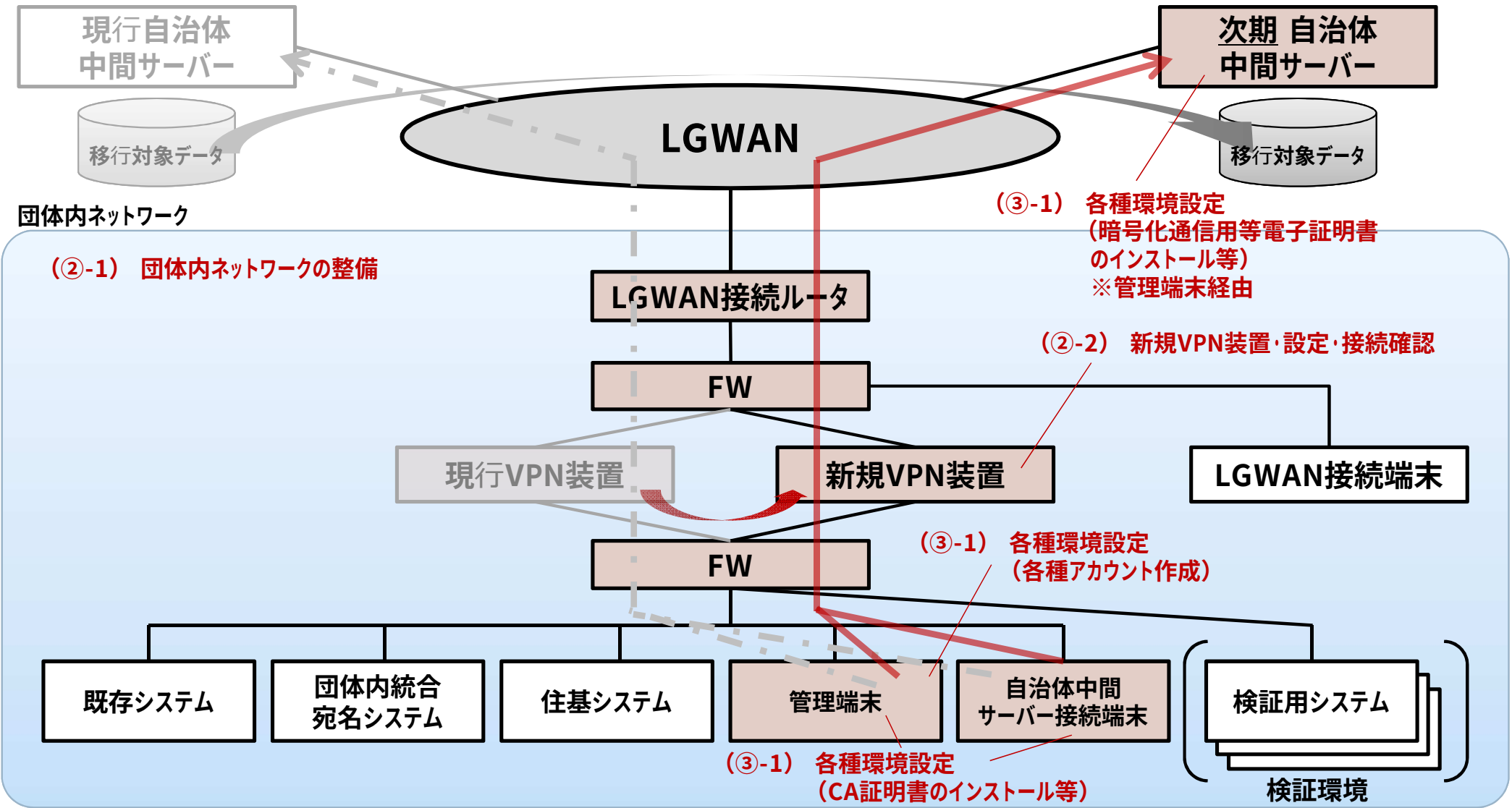
4.2 団体に実施いただく作業と時期の目安

					凡例	調整事項
フェーズ	時期	対象団体	団体作業	J-LIS作業	団体支援	
① 計画策定・予算確保	令和元年7月～2年3月	全団体	団体内の本番移行及び機関間テストの実施計画の策定 (①) これらの計画に基づき、 団体内の工数算定と予算確保 をお願いします。	計画策定に必要な資料の提示		
② ネットワーク環境整備等	令和2年3月～2年8月	全団体	団体内ネットワークの整備 (②-1) ・ 次期システムと接続可能となるよう、ネットワークを整備します。			
			新規VPN装置の設置・設定・接続確認 (②-2) 新規VPN装置の配付及び接続確認の日程の調整	新規VPN装置の配付		
③ 機関間テスト準備	～令和2年6月	全団体	情報連携のベアリング団体と実施日程の調整			
	令和2年7月～2年8月	全団体	各種環境設定 (③-1) ・ 各種アカウントの作成や暗号化通信用等電子証明書のインストール等を行います。			
			団体内システムと次期システムとのシステム連携テスト (③-2) ・ 自治体中間サーバー接続端末、管理端末、検証環境（ある場合）と、次期システムとのネットワークレベル及び機能レベルの疎通確認を行います。			
			テストデータの準備 (③-3) ・ テスト用の副本を登録します。また、符号取得依頼ファイルを提出し、テスト用符号の払出しを受けます。			
④ 機関間テスト	令和2年9月～2年11月	全団体	テストデータを用いた情報連携の正常性確認 (④)			
⑤ 移行リハーサル	令和2年12月～3年1月	別途調整 (約100団体)	移行リハーサルへの参加 (⑤-1) 参加団体及び実施日程の調整	移行リハーサルの実施 (⑤-1) ・ 本番移行時の体制、手順、作業時間、団体との連携が想定通りかを確認します。		
		全団体	次期システムとの接続確認 (⑤-2) ・ 新旧VPN装置の切替えにより団体内システムと次期システムとを接続できることを確認します。また、作業時間を確認します。			
⑥ 本番移行	令和3年2月～3年7月	全団体	各団体の本番移行の実施日程の調整 次期システムへの接続切替え 及び 正常性確認 (⑥)	データ移行等 (⑥)		

※各フェーズの作業に必要な情報については、随時、提示します。

4.3 各団体における次期自治体中間サーバーへの切替イメージ

・J-LISから各団体に新規のVPN装置を配付します。各団体において、団体内のネットワークの整備等を行い、配付された新規VPN装置を接続し、次期自治体中間サーバーへの切替に係る各作業等を実施していただきます。



※括弧内の番号は、「4.2 団体に実施いただく作業と時期の目安」の団体作業の番号に対応しています。

4.4 現行システムからの主な強化ポイント（参考）

団体向け

■ 団体検証環境を200団体に増強（現行：100団体）

- 平成30年7月改版のデータ標準レイアウトの試験期間での利用実績（94機関）に鑑みると、今後のデータ標準レイアウトの改版では、100機関を超える利用があるものと想定しています。
- 各団体が情報連携を無理なく検証いただけるよう、団体用検証環境を強化します。

■ 情報連携可能な時間を平日8～23時に拡大（現行：平日8～21時）

- 地方公共団体からいただいた意見を踏まえ、サービス提供時間を拡大します。

■ ご参考：ヘルプデスクの回答レスポンス向上・精度向上

- ヘルプデスクにAI技術を活用し、回答レスポンスの向上や精度向上を図ります。

国民向け

■ マイナポータルで自己情報を表示できる時間帯を24時間※¹に拡大

- 現行システムでは、マイナポータルにおいて自己情報を表示できる時間帯が、平日8時～21時※²時間帯のみとなっていましたが、この表示できる時間帯を24時間に拡大します。
- マイナポータルでいつでも自己情報を表示できるようにすることで、利便性の向上を図ります。

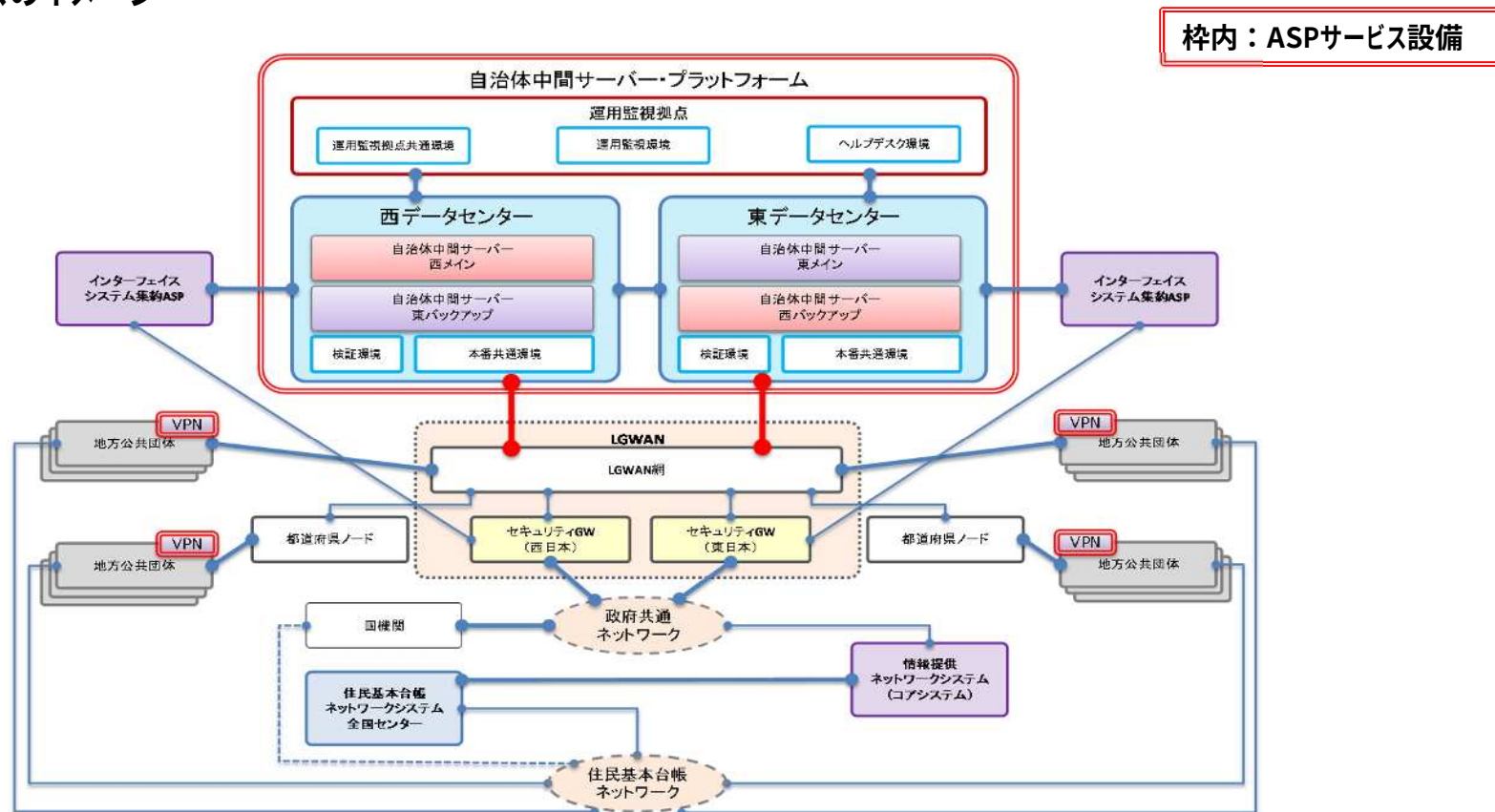
※¹ 計画停止時間帯を除く

※² 土日祝日は、8時～17時

5. 自治体中間サーバー・プラットフォーム ASPサービスについて（参考）

5.1 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスについて (1/3) (参考)

5.1.1 全体サービスのイメージ



- ・東西2箇所に拠点を集約し、各情報保有機関が共同で利用する。
- ・データベースは、各情報保有機関ごとに明確に区分管理する。
- ・業務継続性を考慮し、東西2箇所の拠点間で相互バックアップを行う。
- ・中間サーバー・プラットフォームを総合行政ネットワーク（LGWAN）におけるASPサービスとしてサービスを提供する。
- ・各情報保有機関と中間サーバー・プラットフォームは、機構が配付・保守するVPN装置を用いて接続する。

5.1 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスについて（2/3）（参考）

5.1.2 業務サービス

- 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスとして、J-LISが情報保有機関に提供する業務サービスは以下の内容です。

項	サービス名	概要
1	自治体中間サーバー・ソフトウェア機能	・ 法令(政令省、公示、条例等含む。)等に基づき情報保有機関において行われる、特定個人情報の情報照会・提供等業務及び符号取得業務等を実施
2	自治体中間サーバー・サポートサイト	・ ASPサービスに関するお知らせ情報の掲示機能、マニュアル等のダウンロード機能、技術的な質問や問題を解決するためのサポート情報（FAQ等）及び受付フォームからの問い合わせ機能を提供
3	自治体中間サーバー・ヘルプデスク	・ 本サービスに関する問い合わせを受け付けるヘルプデスクの提供 ・ ヘルプデスクは、原則として、サポートサイトの問合せ受付フォーム、メール、FAXからの問合せを受け付け

5.1.3 運用サービス

- 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスを構成するシステムの監視及び運用をJ-LISが行います。

項	サービス名	概要
1	自治体中間サーバー・プラットフォームの監視	・ 自治体中間サーバー・プラットフォームを構成するサーバー機器、ネットワーク機器及びソフトウェア・アプリケーションのシステム監視を実施 ・ システムに障害が発生した場合は、速やかに調査・対応を行い、障害を復旧
2	VPN装置の監視	・ 情報保有機関に配置されるVPN装置と自治体中間サーバー・プラットフォームに配置されるVPN装置間の接続状態を監視 ・ 連絡外の切断を検知した場合は、VPN装置管理者に対してヘルプデスク担当者から連絡を取り、VPN装置交換等による復旧を実施
3	データ・バックアップ	・ 団体業務データやシステムデータのバックアップを日次で実施 ・ システム障害が発生し団体業務データやシステムデータが消失する等リストアが必要となった場合、機構はバックアップデータからリストア
4	バージョンアップ	・ 自治体中間サーバー・ソフトウェアのバージョンアップや、自治体中間サーバー・プラットフォームで使用するソフトウェア等のパッチ(セキュリティパッチ等)適用を必要に応じて実施
5	ログ管理	・ 自治体中間サーバー・ソフトウェア及び自治体中間サーバー・プラットフォームのログを保存・管理 ・ 保存・管理したログは、不正アクセスの追跡、システム障害時の原因特定、セキュリティ調査等、本サービスの安定的かつ継続的な提供に利用

5.1 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスについて (3/3) (参考)

5.1.4 サービス提供時間

- システムサービス提供時間、データ送受信機能停止時間、サポートサイト利用時間、ヘルプデスク受付時間及び運用監視提供時間は、原則として以下のとおりです。

対象			時間	曜日等
業務サービス	自治体中間サーバー	システムサービス提供時間	08:00～21:00	月曜日～金曜日
			08:00～17:00	土・日・祝日、年末年始
		データ送受信機能停止時間	21:00～00:00	月曜日～金曜日
	サポートサイト利用時間	※LGWAN回線からのアクセスが必要	1:30～24:30	365日（保守作業時を除く）
	ヘルプデスク(電話)受付時間		09:00～18:00	月曜日～金曜日 (土・日・祝日・年末年始を除く)
	ヘルプデスク(メール、FAX)受付時間		24時間	365日（保守作業時を除く）
運用サービス	運用監視提供時間		24時間	365日

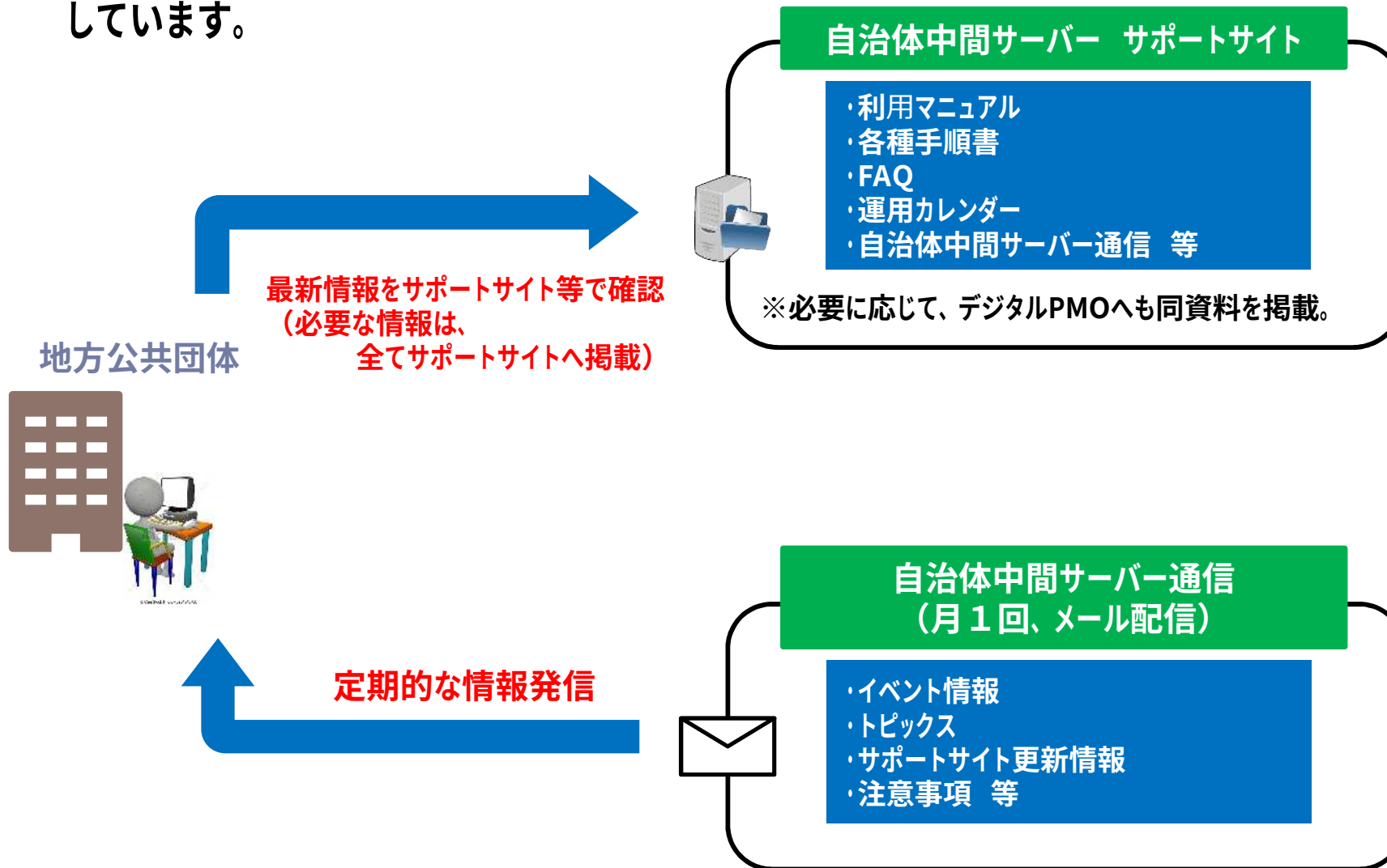
5.1.5 サービスの一時的な停止及び通知について

- 自治体中間サーバーのメンテナンス等によりサービス提供時間に変更が生じる際には、事前に自治体中間サーバー通信及び自治体中間サーバーサポートサイト等によりお知らせします。

5.2 地方公共団体への支援について（1）（参考）

5.2.1 地方公共団体への情報提供

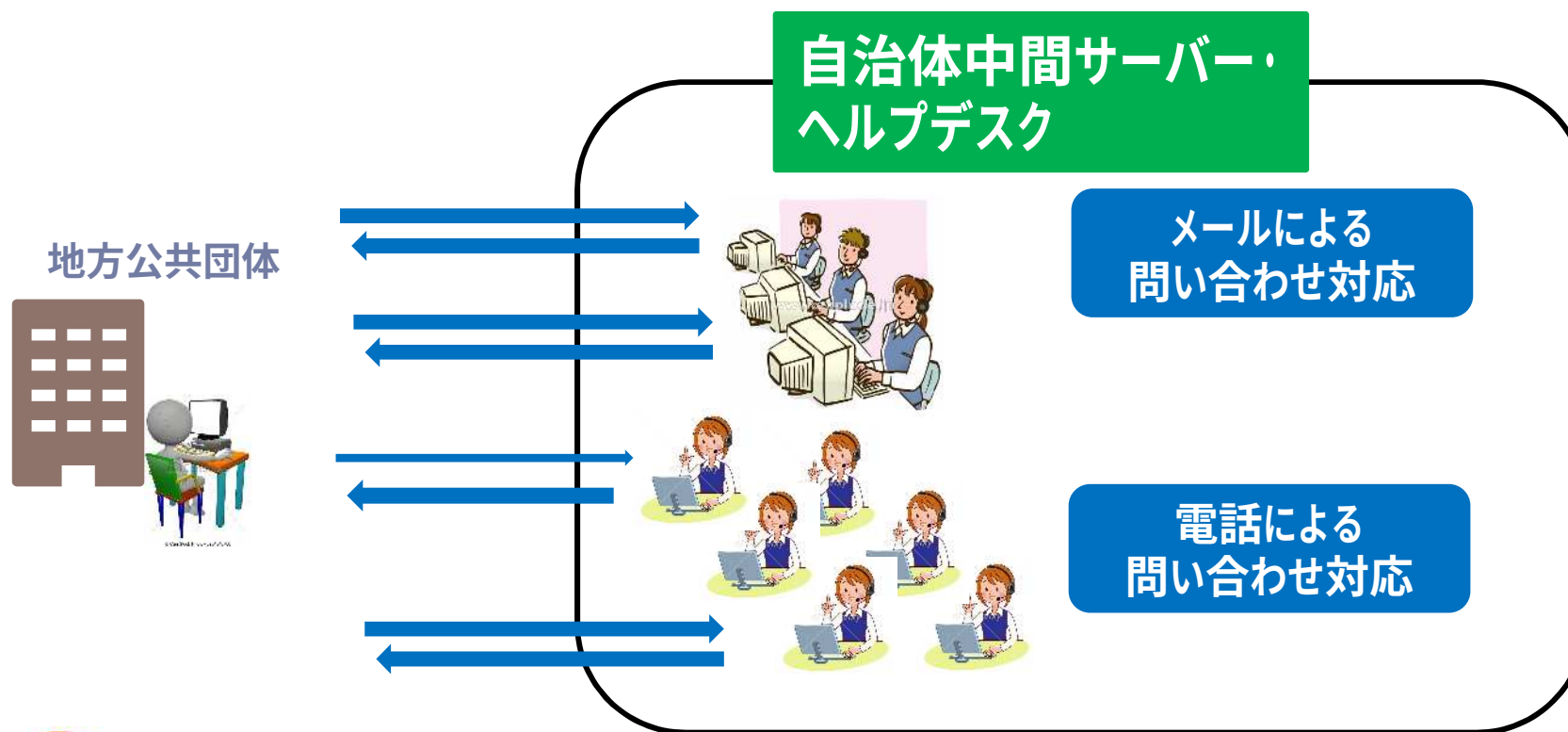
- 自治体中間サーバー・サポートサイトや自治体中間サーバー通信等により必要な情報を提供しています。



5.2 地方公共団体への支援について（2）（参考）

5.2.2 地方公共団体（情報保有機関）からの問い合わせ対応・導入支援

- 各地方公共団体からの問合せに対して的確に回答するため、専用窓口を設置し、問い合わせ対応・導入支援を実施しています。



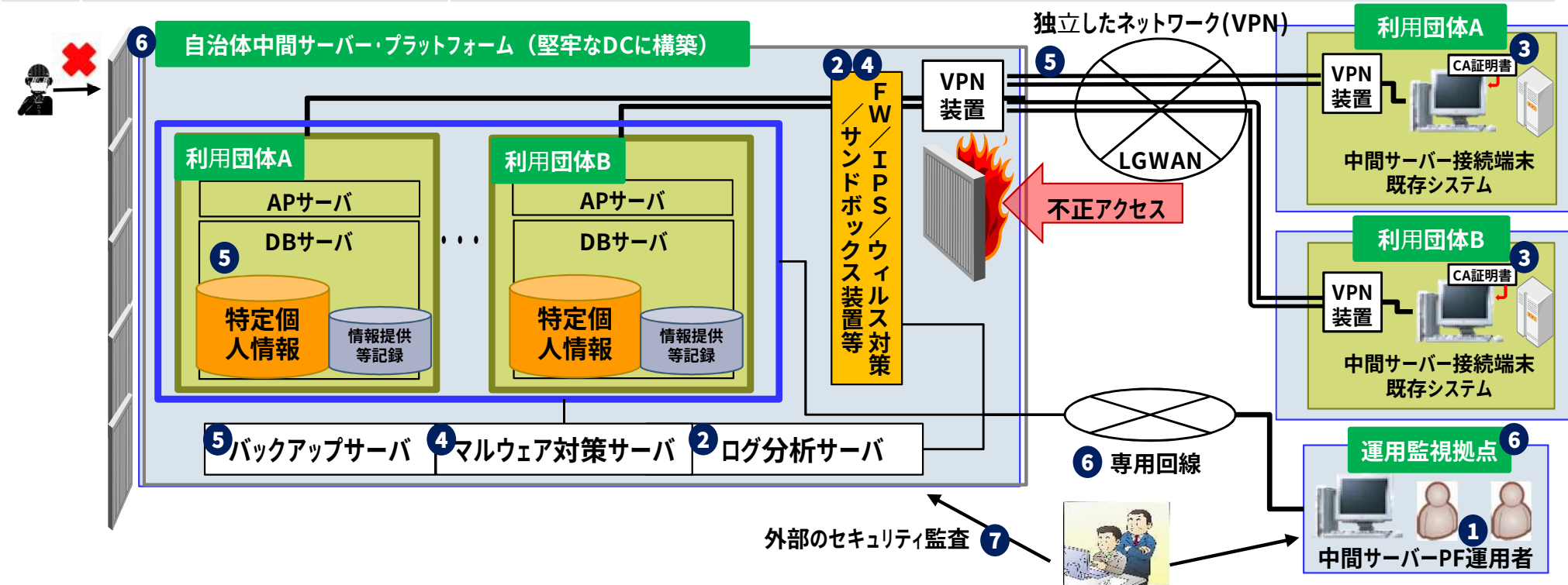
Point!

- 5 営業日以内に回答することとしています。
- 正確かつ的確にお答えしたいので、なるべくお問い合わせフォーム又はメールで行ってください。

5.3 自治体中間サーバー・プラットフォームのセキュリティ対策（参考）

● 本サービスで扱う特定個人情報 を不正アクセスや侵入等の脅威から守るために、様々な対策を講じています。

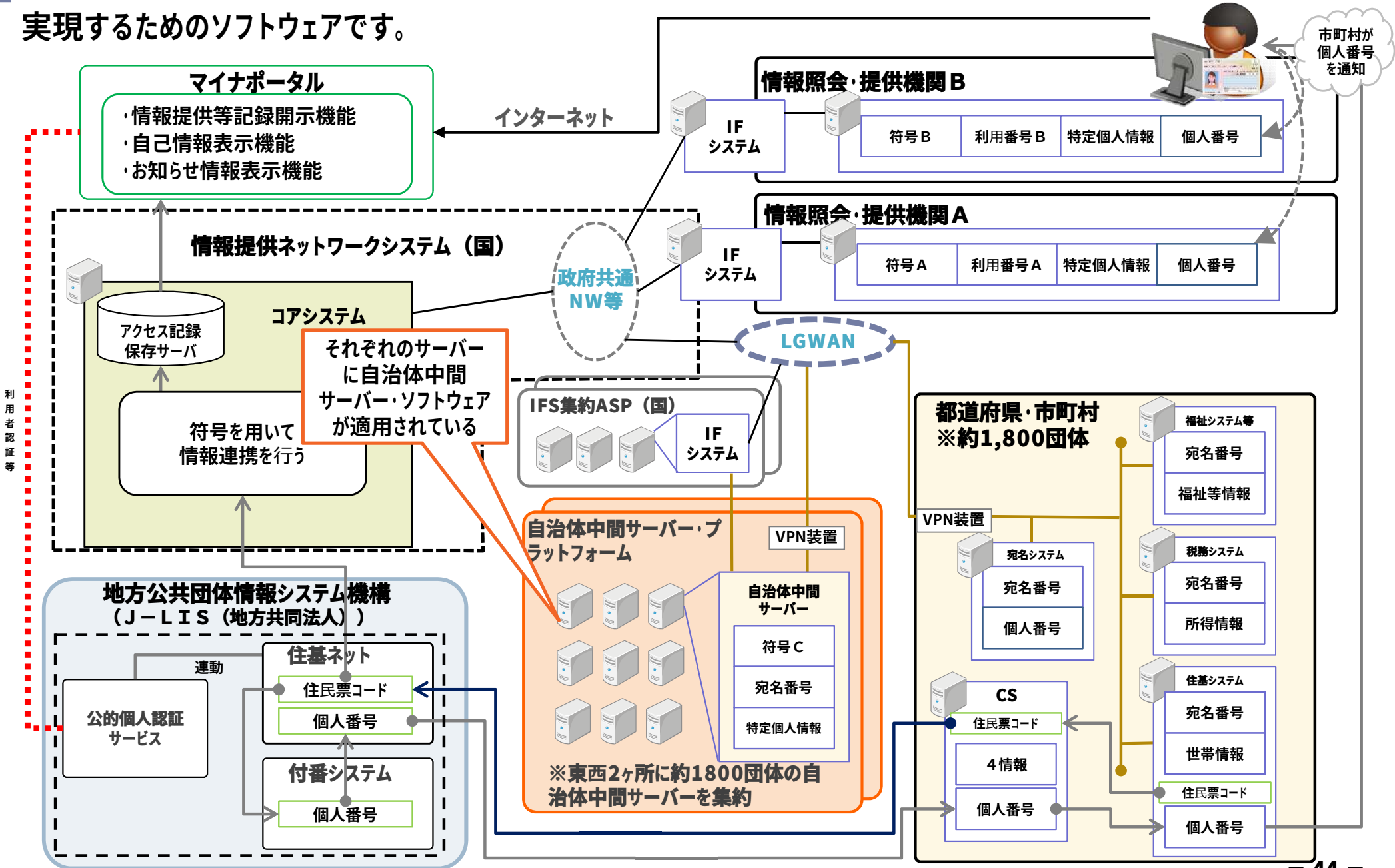
項番	セキュリティ対策項目	概要
1	利用者の役割ごとのアクセス権限	自治体中間サーバー・プラットフォームのシステム運用者の役割ごとのアクセス権限を設定する。
2	不正アクセスの検知、証拠ログの取得	不正アクセスや過剰なアクセスによるシステムダウン等を防止するための対策及び検知を実施する。また、団体業務データへのアクセス等の証拠ログを記録し、不正アクセス監視及び改ざん検知を実施する。
3	サーバ認証等によるなりすまし防止	サーバ認証等によりなりすまし防止を実施する。
4	マルウェア対策	ウィルスやワーム等の悪意のあるソフトウェアによる脅威に備えるためマルウェア対策を実施する。
5	暗号化によるデータ保護	通信、データベース及びバックアップデータを暗号化することによりデータ保護を実施する。
6	物理対策	運用監視拠点及び東西DC拠点の入退室時における不正な侵入を防止する対策を実施する。また、東西DC拠点及び運用監視拠点の各拠点間通信は、専用回線を用いて閉域性を確保し、第三者によるアクセスを遮断する。
7	情報セキュリティ監査	情報セキュリティを維持・管理する仕組みが適切に整備・運用されているかを点検・評価するために、外部によるセキュリティ監査実施者による情報セキュリティ監査を年1回実施する。



6. 自治体中間サーバー・ソフトウェアについて (参考)

6.1 自治体中間サーバーと情報連携に関するシステムの全体像（参考）

自治体中間サーバーは情報連携を担う仕組みの一部で、自治体中間サーバー・ソフトウェアはそれを実現するためのソフトウェアです。



6.2 自治体中間サーバー・ソフトウェアの業務機能（参考）

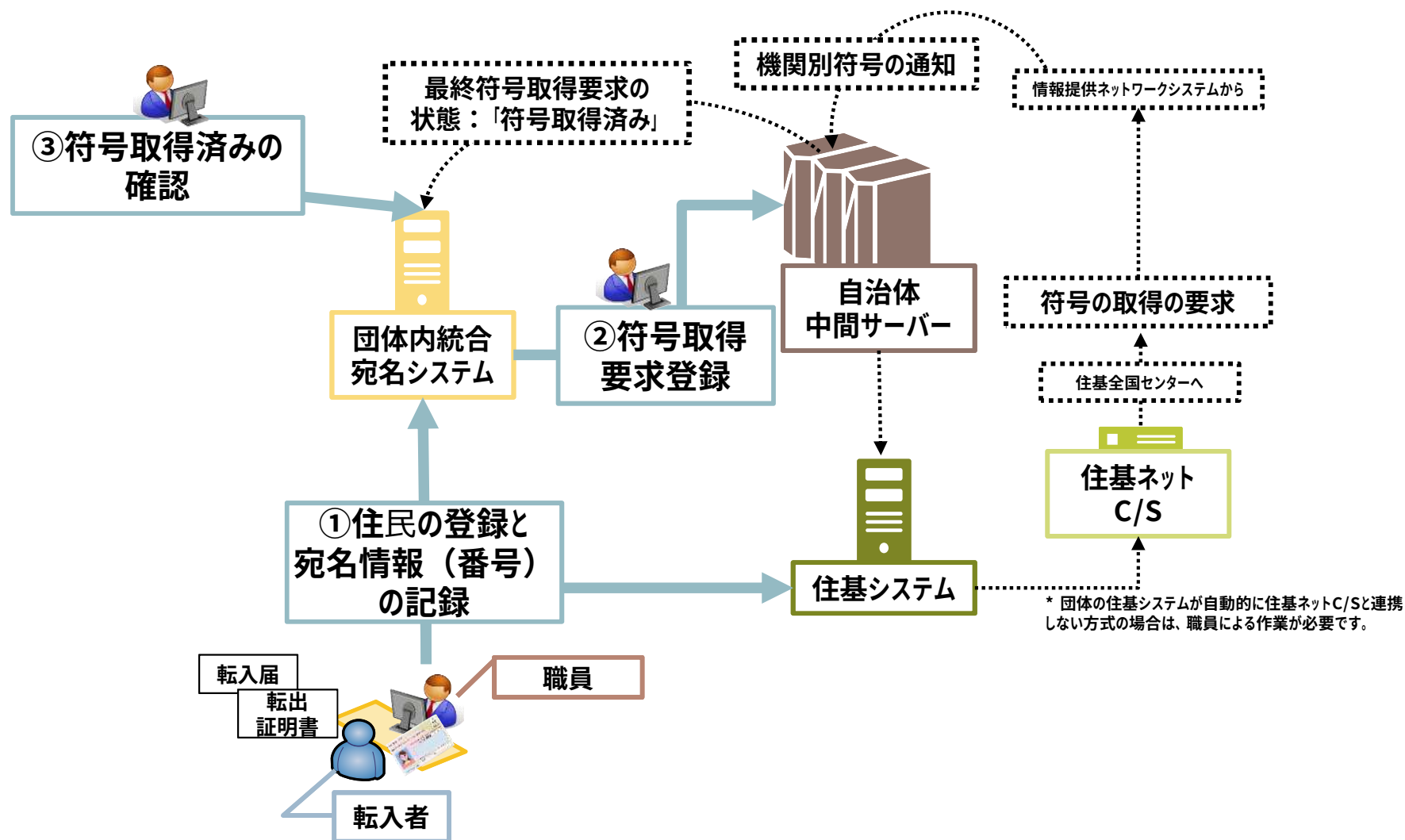
自治体中間サーバー・ソフトウェアは法令等に基づき、情報保有機関において行われる情報連携を実現するための機能を備えています。

業務機能	概要
符号管理機能	情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。
情報照会機能	情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。
情報提供機能	情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。
既存システム接続機能	中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。
情報提供等記録管理機能	特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。
情報提供データベース管理機能	特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。
データ送受信機能	中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。
セキュリティ管理機能	特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。
職員認証・権限管理機能	中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。
システム管理機能	バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能。
自己情報提供機能	自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。
おしらせ機能	お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。

6.3 自治体中間サーバーにおける機関別符号の取得業務（参考）

転入等で住民が増えた場合には、符号管理機能を利用して符号取得を行います。

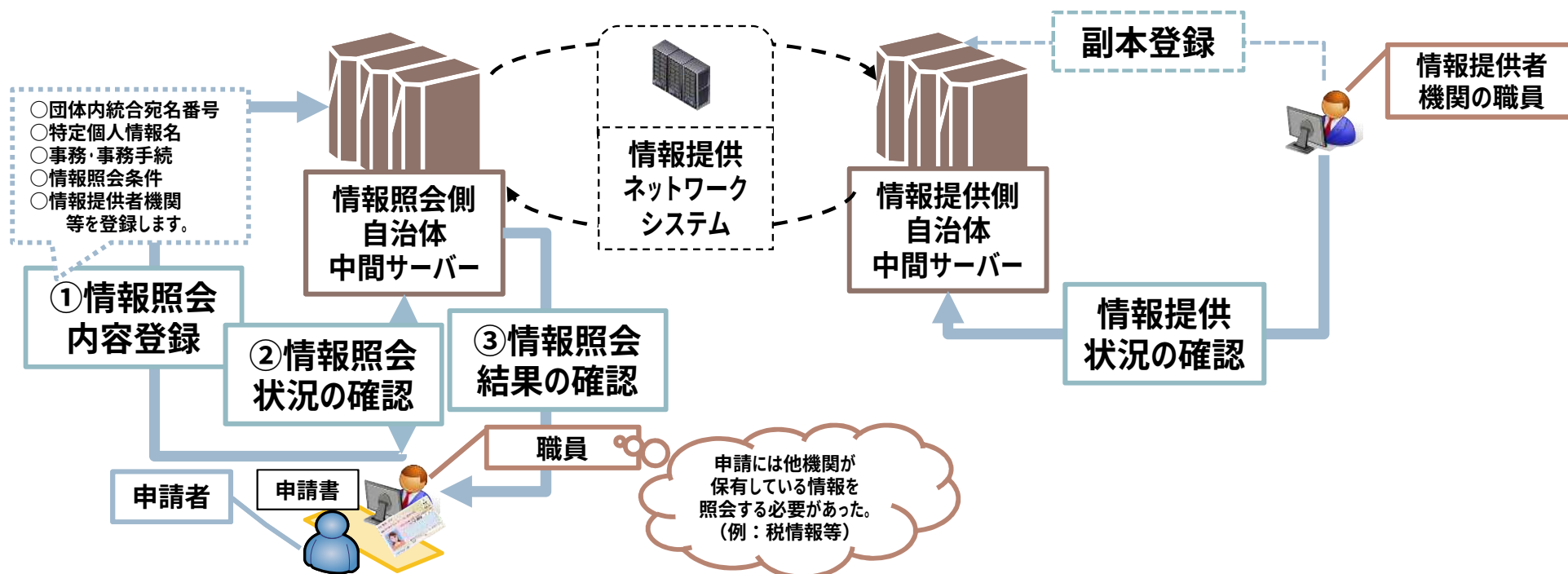
- 情報連携ではマイナンバーを直接、用いるのではなく、住民票コードを元に作成する機関ごとに異なる符号（機関別符号）を用います。
- そのため、個人を識別するための機関別符号をあらかじめ取得します。



6.4 自治体中間サーバーにおける情報照会業務と情報提供業務（参考）

情報照会機能及び情報提供機能等を用いて情報連携を行います。

- 情報照会において情報照会者機関の職員は、申請に基づいて①「情報照会内容登録」を行い、②「情報照会状況の確認」を行って情報提供者からの特定個人情報提供されたことを確認し、その内容を③「情報照会結果の確認」で確認します。
- 情報提供では、情報照会条件に合致する特定個人情報（副本）が自治体中間サーバーに登録されている場合、システムが自動的に情報提供を行います（自動応答）。この場合、情報提供側機関の職員は必要に応じて「情報提供状況の確認」を行うのみとなります。
- なお、情報連携では前ページで解説した機関別符号が利用され、他の機関と情報連携を行うときに情報ネットワークシステムで連携先機関の機関別符号に変換されます。



6.5 自治体中間サーバーの利用形態（参考）

- 自治体中間サーバーには3種類の利用形態（連携方式）があります。
- 各地方公共団体の運用方法に合わせて、既存システムや自治体中間サーバー・接続端末を整備し、自治体中間サーバーを利用しています。

